

雲南市スポーツ少年団等活動再開・継続支援補助金の概要

I 制度の概要

1 補助の目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う活動の自粛により、練習、試合、大会等のスポーツ活動の中止や縮小等を余儀なくされた市内スポーツ少年団等が、スポーツ活動の再開・継続等にあって行う感染症拡大防止対策に要する経費に対し、補助金を交付します。

2 補助対象者

次のいずれかに該当する団体

- ・スポーツ少年団登録規程により令和4年度スポーツ少年団に認定されている団体
- ・以下の要件をすべて満たす団体
 - ① 団体の主たる事務所が雲南市内にあること
 - ② 定款又は規約等において、団体の設置目的等にスポーツの振興に関することが記載されていること
 - ③ 18歳以上の指導者及び中学生以下の団員で構成された団体であること
 - ④ 団体の意思を決定し、執行する組織体制を有し、独立した会計で団体の活動を行っていること
 - ⑤ これまでに継続してスポーツ大会又はそれに類するイベント等（以下「スポーツ大会等」という。）を主催し、又は参加するなどのスポーツ活動を行っており、今後もその意思があること
 - ⑥ 営利を目的とした団体でないこと
 - ⑦ 団体としての収入の過半が、国、島根県又は本市その他地方公共団体からの補助金、委託料等で占められていないこと

3 補助対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として要する経費のうち、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に支払った経費

※ ただし、当該経費に対して、本補助金以外に国や島根県、雲南市その他地方公共団体から補助金を受給していないことが条件

《対象経費の例》

- 賃金
 - ・臨時に雇用する医療・消毒作業等のスタッフの人件費
- 物品の購入費
 - ・フェイスシールド、マスク、ビニールシート等飛沫防止対策に関する物品
 - ・手指用消毒アルコール、除菌用ペーパータオル、手袋、石鹼等除菌消毒に関する物品
 - ・非接触型体温計、サーモカメラ・サーモグラフィ等体温測定に関する物品
 - ・簡易PCR検査キット等
 - ・ビブス等、濃厚接触を避けるための用具の追加購入

- ・電子ホイッスル
- ・換気扇、扇風機など換気を目的とする備品
- 通信・運搬費
 - ・コロナ対策のための物品等の運搬費
- 使用料
 - ・コロナ対策を講じながら事業等を実施（大会等を開催）するために要した会場代
 - ・コロナ対策を講じながら事業等を実施するために必要なバスの借り上げ料
- 手数料など
 - ・PCR検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査費用

など

※ 上記は例として代表的なものを列記していますので、個別の可否については随時お問い合わせください。

4 補助額・補助率

補助額は、上記補助対象経費×補助率（10/10）とし、補助限度額は、団体につき、均等割（3万円）＋団員数割（2千円×構成団員等数）又は（10万円）円のいずれか小さい額とする。ただし、予算の範囲内での交付であるため、交付額が申請を下回る場合があります。

※ 申請は、団体につき1回限り

II 申請等の方法

1 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 補助金交付申請内訳書（様式第2号）
 - ③ 団体の定款又は規約等の写し
 - ④ 団体の収支がわかる資料（予算書、決算書）
 - ⑤ 令和3年度以前から継続してスポーツ大会等の開催、参加の活動を行っていることがわかる書類（過去に開催した大会の要綱、参加した大会のパンフレット等の写し）
- ※ その他、必要に応じて別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ ①、②については、市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所で配布しています。

2 提出方法

市役所へ持参いただくか、郵送又はメールでの申請も受け付けます。（FAX 不可）

- ※ メールで申請書等を提出される場合の注意点
- ① 件名に【スポ少等活動再開・継続補助金】（団体名）とお書きください。
 - ② 申請に係るすべての書類一式を1つのメールにまとめて添付してください。（複数のメールに分割添付しないでください。）

提出先：雲南市教育委員会社会教育課スポーツ文化振興室 〒699-1392 雲南市木次町里方 521-1 電話 0854-40-1073 メールアドレス： sportbunka@city.unnan.shimane.jp
--

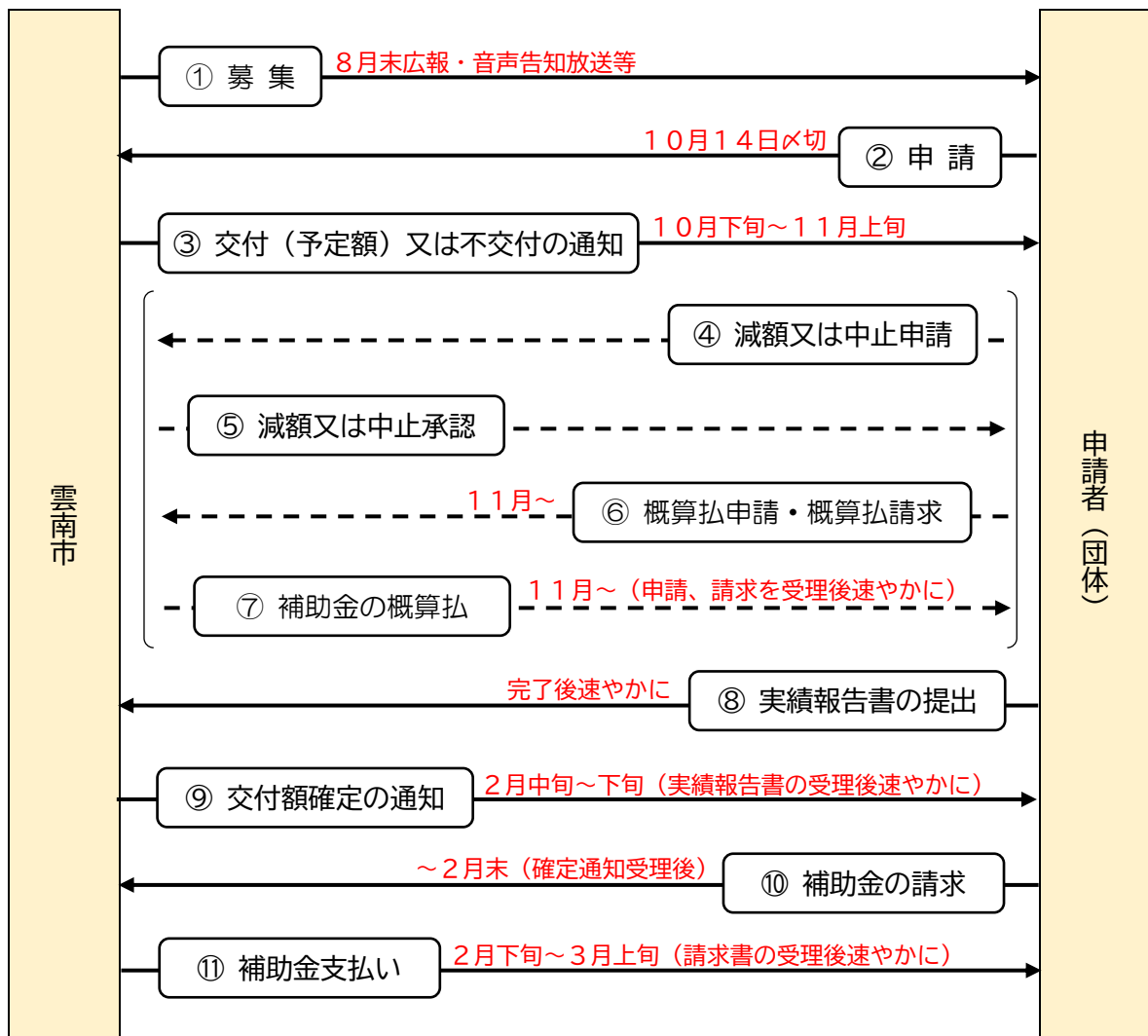
3 申請期間

申請期限：令和4年10月14日（金）17時00分

- ※ 郵送、メール、持参いずれの場合も申請期限内必着でお願いします。

Ⅲ 申請後の手続き

【申請から補助金支払までの流れ】



※ ④⑤は減額又は中止する場合のみ、⑥⑦は概算払を希望する場合のみ

※ ⑨交付額確定の通知は、2月以前でも、実績報告書の提出があったものから順次通知します

1 交付予定額の通知

提出された補助金交付申請書類を審査のうえ、補助金の交付（予定額）又は不交付について、文書（補助金交付決定通知書（様式第3号）、補助金不交付決定通知書（様式第4号））で通知します。

※交付予定総額は、予算の範囲内で決定することとなるため、全体の申請額が予算額を超えた場合は、一定の方法により、調整させていただく場合があります。

2 交付申請（予定）額の変更・中止

「交付決定通知書」を受領後、やむをえない事情により、交付申請額を減額又は予定していた補助対象活動を全て中止する必要がある場合は、補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を事前に提出してください。

なお、中止の場合は、申請前に市教育委員会社会教育課スポーツ文化振興室へご連絡ください。

3 実績報告

補助金の交付決定の通知を受けて、予定していた活動（支払等）を完了したときは、速やかに（期限：令和5年1月31日）次の書類を作成のうえ、提出してください。

- ① 実績報告書兼交付請求書（様式第6号）
 - ② 実績内訳書（様式第7号）
 - ③ 領収書、振込明細書、レシート等の写し
 - ④ 補助対象活動として実施したスポーツ活動の概要が分かる資料
- ※ その他、必要に応じて別途書類の提出をお願いします。

- ・感染拡大防止対策として物品等を購入した際の領収書や振込明細書、レシート等は写しが必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- ・交付予定額を超えて補助金を請求することはできません。

4 補助金の交付

提出された実績報告書の内容を精査のうえ、交付する補助金額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）で通知の後、指定口座に振り込みます。

5 その他

- (1) この補助金の交付にあたって、雲南市スポーツ少年団等活動再開・継続支援補助金交付要綱及び雲南市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項があるときは、別途市長が定めます。
- (2) 補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を事業終了の翌年度から起算し、5年間保管する必要があります。
- (3) 交付決定後、団体名・住所・連絡先・活動場所・活動期間等の、事業の内容に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合は、速やかにご連絡ください。
- (4) 本事業について不明な点があれば、下記までご連絡ください。

〒699-1392 雲南市木次町里方 521-1

雲南市教育委員会社会教育課 スポーツ文化振興室

電話 0854-45-1073

メールアドレス sportbunka@city.unnan.shimane.jp